

## 第2回天塩川流域委員会 議事要旨

### ■開催概要

日 時:平成15年8月21日(木) 12:30~15:00

場 所:士別プリンスホテル

出席者:清水委員長、石川副委員長、井上委員、梅津委員、岡村委員、黒木委員  
田莉子委員、橘委員、辻委員、出羽委員、長澤委員、本田委員、前川委員  
増田委員、山口委員

欠席者:酒向委員、肥田委員

### ■主な意見

#### ●第1回議事要旨(案)について

- ・議事要旨に発言者を明記し、議事録も公式の記録として残した方がよい。
- ・議事録を公式の記録として全て残すのは大変な作業で難しい問題もあるので、委員会としての結論を議事要旨として作成し、その際に議論のあった意見だけ残すことではよいのではないかと。後で問題が起こっても対応できるよう録音テープは残した方がよい。
- ・発言は責任をもって発言するが、発言の自由の保証がなければならない。また、発言した内容をそのまま文章にすると分かりにくかったり、全体の雰囲気伝わらないことがあるので、発言した内容をそのまま文章化した議事録は不必要。
- ・議事要旨は委員会の結論としてまとめるべきであり、途中経過において個人がどのように発言したのかを公式の記録として残す必要はないのではないかと。
- ・議事要旨は議論の結論であり、結論に至る経緯を知りたいという第三者からの要請があれば対応できるような記録の保管とその体制を作る必要がある。しかし、一般に公表する記録は匿名でよいのではないかと。
- ・運営方針に係る議事要旨については、「委員会で一般傍聴者が発言する機会を設けることについては、次回以降議論していくものとする。」と修正してはどうか。

#### ●住民意見聴取について

(一般傍聴者の発言について)

- ・一般傍聴者の発言の機会は、必要に応じてその都度委員会で検討すると決まったので、運営方針の中から、意見を述べることはできないという文言を削除すべきではないかと。
- ・運営方針中の「一般傍聴者は委員会中に発言できないものとする。」という文言はこのままでよい。一般傍聴者を含め一般から意見書を受け付けることとなっており、運営方針と齟齬はないのではないかと。
- ・第1回委員会において一般傍聴者は委員会中に発言できないという運営方針で一度合意しているので、これを前提として一般傍聴者からの意見聴取方法等の具体方法等については、次回以降議論することでよいのではないかと。
- ・委員会の進行中に一般傍聴者の発言を受けると、委員会の流れを阻害したり委員個人への圧力になるなど、議事進行上問題が起こる。事務局は委員会が終わった後に文書等で受領し、その内容を委員会に報告し、次回委員会において発言する時間を認めるかを判断してはどうか。
- ・直接住民の生の声を委員会が聞く機会を設けることが重要である。

- ・事務局で委員会終了後に一般傍聴者から意見を聞ける体制を検討してほしい。

(住民意見聴取の時期について)

- ・最初に意見を聞き、中間報告の段階で 1、2 回行ってはどうか。 色々な意見や要望を聞く機会をできるだけ早い段階で設けた方がよい。
- ・委員会で考え方や論点を整理した上で、住民意見を聞いた方がよい。
- ・第 4 回委員会以降の社会・経済面の分析で、治水・利水・環境の 3 つの柱の分析が出されたときに、テーマを絞って住民の意見を聞いてはどうか。

#### ●その他

- ・天塩川水系河川整備計画策定フロー図(案)については、第 1 回資料としてホームページに掲載されているが、今回、フロー図を修正したので、混乱が起きないように、差し替えるか、説明をつけるなどしてほしい。
- ・「河川事業の計画段階における環境影響の分析方法に関する検討委員会」がとりまとめたマニュアルを事前に委員に配布してほしい。

#### ■議事結果

##### ●第 1 回議事要旨(案)について

- ・第 1 回議事要旨の内容及び公開については、委員長に一任する。
- ・議事要旨は個人名を記載しないものとする。
- ・事務局は会議終了後、議事要旨(原案)を作成、送付し、各委員の意見を反映した議事要旨(案)を次回委員会の最初に諮るものとする。確認・了承された議事要旨をホームページに掲載する。
- ・委員会の録音テープとテープ起こしの記録は事務局で保存しておき、その取り扱いについては、公開の際に委員会で議論をして決定する。

##### ●住民意見聴取について

- ・委員会開催中は一般傍聴者から意見聴取は受け付けない。ただし事務局は会議終了後一般傍聴者からの当該委員会が取り扱った議事に対する意見を聴取すること。具体的な聴取方法(案)と聴取した意見の委員会への報告方法(案)を、次回委員会において提案すること。
- ・委員会は、流域委員会で整備計画の内容についての議論がある程度進んだ時期に関係住民の意見を聴取するものとする。具体的方法等については委員会で決定するものとする。

##### ●その他

- ・天塩川水系河川整備計画策定フロー図は、第 2 回委員会資料のフロー図に修正する。事務局はホームページで委員会資料を掲載する際には修正が分かるように対処すること。
- ・環境影響分析の計画書及び報告書については、事務局は委員会に報告するものとするが、委員等の学識者を含めて第三者意見を聴いた上でとりまとめを行うものとする。
- ・現地視察については、整備計画についての論点整理ができて、議論となる箇所が明らかとなった時期に実施する。